内閣府令で定める基準(※)を踏まえた静岡市の条例における考え方

※国の基準(府令)案は、平成 26 年 4 月 9 日現在で国において検討中のものであるため、今後、変更となる可能性があります。

		特定教育・保育施設の運営に関する基準		
項	▤	国の基準(府令)案	条例への 委任の方法	静岡市の 考え方
利用する基準		1 特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所については、その利用定員の数を 20 人以上とする。 2 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの認定の区分(下記※参照)ごとに利用定員を定める。ただし、3 号認定の子どもの区分は、1歳未満と1歳以上にさらに区分して利用定員を定める。 (1)認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分(2)幼稚園 1号認定の子どもの区分(3)保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分(3)保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分(※)認定の区分1号認定…保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども 2号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども 3号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども		本にとと情い国いのこな国い方でれ本おにをす市、異す、このて基とおのて針修た市い基行るの国なべ特と基、準と、基、の正場のてづう。のあるべ性か準静とす今準現範が合基もくこ実基基きはらを岡する後に行囲行は準こ修と情準準事な、用市る。、おの内わ、にれ正と
運営に関する基準で		<ul> <li>1 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要(施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間等)、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</li> <li>2 利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</li> <li>(1)メールによる送信</li> </ul>	基準	

運営に関内容及び手 する基準 続の説明及 び同意

(2)ダウンロード可能な電子ファイルのホームペー |参酌すべき |本 市 の 実 情 ジへの掲示

## 基準

に、国の基準 と異なる基準 とすべき事 情、特性はな いことから、 国の基準を用 いて、静岡市 の基準とする こととする。 なお、今後、 国の基準にお いて、現行の |方針の範囲内

で修正が行わ

れた場合は、

本市の基準に おいてもこれ

に基づく修正

を行うことと

する。

- (3)磁器ディスク、CD—ROM等の記録媒体による提供
- 3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイル は、利用申込者が印刷可能なものでなければならな い。
- 4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あら かじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び 電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁 的方法による承諾を得なければならない。
- 5 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得 た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書 又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け ない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対 し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、 当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾 をした場合は、この限りでない。

従うべき 基準

に対する正 当な理由の 否の禁止等

- 利用申込み 1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒んではならな L1
- ない提供担 2 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こど も園は、利用の申込みに係る1号認定の子どもの数 及び現に利用している1号認定の子どもの総数が、 1号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超 える場合においては、抽選、申込みを受けた順序に より決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者 の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選 考その他公正な方法により選考しなければならな い。
  - 3 特定教育・保育施設のうち保育所又は認定こども 園は、利用の申込みに係る2号認定又は3号認定の 子どもの数及び現に利用している2号認定又は3号 認定の子どもの総数が、2号認定又は3号認定の子 どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる子ども が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

<b>電影に</b> 門	11日中23日		(グニッナ	本市の実情
			従うべき	本のの美術に、国の基準
する基準	に対する正	者に選考方法を明示した上で、行わなければならな 	基準	と異なる基準
	当な理由の	U.	6 ml 1 · · ·	とすべき
	ない提供拒		参酌すべき	情、特性はないことから、
	否の禁止等	な教育・保育を提供することが困難である場合は、	基準	国の基準を用
		他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育		いて、静岡市
		事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはなら		の基準とする こととする。
		ない。 		なお、今後、
	あっせん、	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設	従うべき	国の基準にお
	調整及び要	の利用について子ども・子育て支援法第 42 条第 1 項	基準	いて、現行 <i>0</i> 方針の範囲
	請に対する	の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対		で修正が行れ
	協力	し、できる限り協力しなければならない。		れた場合は、
		2 特定教育・保育施設のうち、認定こども園又は保		本市の基準に
		育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該		おいてもこれ に基づく修正
		特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24		を行うことと
		条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み		する。
		替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村		
		が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなけ		
		ればならない。		
	受給資格等	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求	参酌すべき	
	の確認	められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定	基準	
		証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当		
		する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確		
		かめるものとする。		
	支給認定の	1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込み	参酌すべき	
	申請に係る	があった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速や	基準	
	援助	かに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけ		
		ればならない。		
		2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の		
		申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認		
		定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必		
		要な援助を行わなければならない。ただし、緊急そ		
		の他やむを得ない理由がある場合には、この限りで		
		はない。		
	心身の状況	特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ど	参酌すべき	
	等の把握	もの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教	基準	
		育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければな		
		らない。		
I		•	<u>I</u>	

			T	1
運営に関	小学校等と	特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定	参酌すべき	本市の実情
する基準	の連携	子どもについて、小学校における教育又は他の特定教	基準	に、国の基準 と異なる基準
		育・保育施設等において継続的に提供される教育・保		とすべき事
		育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係		情、特性はな
		る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、		いことから、国の基準を用
		地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関と		いて、静岡市
		の密接な連携に努めなければならない。		の基準とする
	教育・保育	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その	参酌すべき	こととする。 なお、今後、
	の提供の記	他必要な事項を記録しなければならない。	基準	国の基準にお
	録			いて、現行の
	利用者負担	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利	従うべき	方針の範囲内
	額等の受領	用保育及び特別利用教育を提供した際は、支給認定	基準	で修正が行われた場合は、
		保護者から当該特定教育・保育等に係る利用者負担		本市の基準に
		額の支払を受けるものとする。		おいてもこれ
		2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けない		に基づく修正 を行うことと
		ときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育		する。
		に係る特定教育・保育費用基準額(その額が現に当		
		該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当		
		該現に特定教育・保育に要した費用の額)の、特別		
		利用保育又は特別利用教育を提供する場合にあって		
		は内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の		
		額(その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教		
		育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費		
		用の額)の支払を受けるものとする。		
		3 特定教育・保育施設は、上記1及び2の支払を受		
		ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育又は		
		特別利用教育の提供に当たって、当該特定教育・保		
		育等の質の向上を図る上で特に必要であると認めら		
		れる対価について、当該特定教育・保育等に要する		
		費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費		
		用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定		
		する額の支払いを支給認定保護者から受けることが		
		できる。		
1	·		Į	ı l

## する基準 額等の受領

- 運営に関利用者負担 4 特定教育・保育施設は、上記1から3までの支払 従うべき を受ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育 又は特別利用教育において提供される便宜に要する 費用のうち、次掲げる費用の額の支払を支給認定保 護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必 要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する 費用
  - (3) 食事の提供に要する費用(3号認定の子どもに 対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定 の子どもについては主食の提供に係る費用に限 る。)
  - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜 に要する費用
  - (5) 上記に掲げるもののほか、特定教育・保育等に おいて提供される便宜に要する費用のうち、特定 教育・保育施設の利用において通常必要とされる ものに係る費用であって、支給認定保護者に負担 させることが適当と認められるもの
  - 5 上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払っ た支給認定保護者に対し交付しなければならない。
  - 6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明 らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明 を行い、上記3の金銭の支払については文書による 同意を得なければならない。

## 費等の額に 係る通知等

施設型給付 1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定 参酌すべき 教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る 施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けた 場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護 者に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の額を 通知しなければならない。

基準

本市の実情 に、国の基準 と異なる基準 とすべき事 情、特性はな いことから、 国の基準を用 いて、静岡市 の基準とする こととする。 なお、今後、 国の基準にお いて、現行の 方針の範囲内 で修正が行わ れた場合は、 本市の基準に おいてもこれ に基づく修正 を行うことと する。

基準

制施設型給付 費等の額に 係る通知等		本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情、特性はな
	定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して 交付しなければならない。	いことから、 国の基準を用 いて、静岡市
特定教育・保育の取扱	応じてそれぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2)認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 (3)幼稚園 幼稚園教育要領 (4)保育所 保育所保育指針 2 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記1の(2)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなけれ	 のこな国い方でれ本おにをす準と、基、の正場のてづう。とす今準現範が合基もくこする後に行囲行は準こ修と
特定教育・保育に関する評価等	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
相談及び援助		

•				1
運営に関	緊急時等の	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育	参酌すべき	本市の実情に、国の基準
する基準	対応	の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急	基準	と異なる基準
		変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支		とすべき事
		給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等		情、特性はな
		の必要な措置を講じなければならない。		いことから、 国の基準を用
	支給認定保	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けてい	参酌すべき	いて、静岡市
	護者に関す	る支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為に	基準	の基準とする
	る市町村へ	よって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとし		こととする。 なお、今後、
	の通知	たときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に		国の基準にお
		通知しなければならない。		いて、現行の
	運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営につ	参酌すべき	方針の範囲内 で修正が行わ
		いての重要事項に関する規程(運営規程)を定めてお	基準	れた場合は、
		かなければならない。		本市の基準に
		(1)施設の目的及び運営の方針		おいてもこれ に基づく修正
		(2) 提供する特定教育・保育の内容		を行うことと
		(3)職員の職種、員数及び職務の内容		する。
		(4)特定教育・保育の提供を行う日(1号認定の子		
		どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ		
		っては、学期を含む。)及び時間、提供を行わな		
		い日		
		(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他		
		の費用の種類、支払いを求める理由及びその額		
		(6)小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員		
		(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関す		
		る事項及び利用に当たっての留意事項(利用定員		
		の総数を超える利用申込があった場合の選考方法		
		を含む。)		
		(8)緊急時等における対応方法		
		(9)非常災害対策		
		(10) 虐待の防止のための措置に関する事項		
		(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要		
		事項		
	勤務体制の	1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、	参酌すべき	
	確保等	適切な特定教育・保育を提供することができるよう、	基準	
		職員の勤務の体制を定めておかなければならない。		

する基準	勤確定掲支どに原 虐止務等局示総も取則 等ごごでいるおもり のでで下級 のここのこのここのこのこのここのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこの <tr< th=""><th>の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(下記米参照)その他当該支給認定子どもの心身に有害な影</th><th>基準 参酌すべき</th><th>本にとと情い国いのこな国い方でれ本おにをす市、異す、このて基とおのて針修た市い基行るの国なべ特と基、準と、基、の正場のてづう。ののるべ性か準静とす今準現範が合基もくこ実基きはらを岡する後に行囲行は準こ修と情準準事な、用市る。、おの内わ、にれ正と</th></tr<>	の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(下記米参照)その他当該支給認定子どもの心身に有害な影	基準 参酌すべき	本にとと情い国いのこな国い方でれ本おにをす市、異す、このて基とおのて針修た市い基行るの国なべ特と基、準と、基、の正場のてづう。ののるべ性か準静とす今準現範が合基もくこ実基きはらを岡する後に行囲行は準こ修と情準準事な、用市る。、おの内わ、にれ正と
	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、 利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設		を行うことと
	どもを平等 に取り扱う	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの 国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に		
	虐待等の禁	をしてはならない。 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対 し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為(下記		

i l			ı	
運営に関	懲戒に係る	特定教育・保育施設のうち、幼保連携型認定こども	従うべき	本市の実情に、国の基準
する基準	権限の濫用	園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は、	基準	と異なる基準
	禁止	支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定		とすべき事
		により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために		情、特性はな
		必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を		いことから、 国の基準を用
		辱める等その権限を濫用してはならない。		いて、静岡市
	秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な	従うべき	の基準とする
		理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又	基準	こととする。
		はその家族の秘密を漏らしてはならない。		なお、今後、 国の基準にお
		2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務		いて、現行の
		上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏		方針の範囲内
		らすことがないよう、必要な措置を講じなければな		で修正が行わ れた場合は、
		らない。		れた場合は、 本市の基準に
		3 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・		おいてもこれ
		子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支		に基づく修正
		給認定子どもに関する情報を提供する際には、あら		を行うことと する。
		かじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同		9 බං
		意を得ておかなければならない。		
	情報の提供	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利	参酌すべき	
	等	用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定	基準	
		保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保		
		育施設を選択することができるように、当該特定教		
		育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関		
		する情報の提供を行うよう努めなければならない		
		2 当該特定教育・保育施設について広告をする場合		
		において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものと		
		してはならない。		
	利益供与等	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等(下記	参酌すべき	
	の禁止	※参照)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行	基準	
		う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又		
		はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介		
		することの対償として、金品その他の財産上の利益		
		を供与してはならない。		
		※利用者支援事業者等 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受		
		け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支		
		援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場		
		所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報		
		つき、すども又はすどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他		
		の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業その他の		
	ļ	地域子ども・子育て支援事業を行う者		

字坐 i _ 即	ᆀᄽᄱᅩᄼᄶ		   <del>                                   </del>	本市の実情
	利益供与等		_	に、国の基準
する基準	の禁止	域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学	基準	と異なる基準
		前子ども又はその家族を紹介することの対償とし		とすべき事
		て、金品その他の財産上の利益を収受してはならな		情、特性はないことから、
		い。		国の基準を用
	苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・		いて、静岡市
		保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者そ	基準 	の基準とする こととする。
		の他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速		なお、今後、
		かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため		国の基準にお
		の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければな		いて、現行の 方針の範囲内
		らない。		で修正が行わ
		2 その提供した特定教育・保育に関する支給認定子		れた場合は、
		ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情		本市の基準に
		の内容等を記録しなければならない。		おいてもこれ に基づく修正
		3 その提供した特定教育・保育に関する支給認定子		を行うことと
		ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に		する。
		協力するよう努めなければならない。		
		4 その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子		
		育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う		
		報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは		
		提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しく		
		は特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その		
		他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等から		
		の苦情に関して市町村が行う調査に協力するととも		
		に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該		
		指導又は助言に従って必要な改善を行わなければな		
		らない。また、市町村からの求めがあった場合には、		
		当該改善の内容を市町村に報告しなければならな		
		ίν₀		
	地域との連	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地	参酌すべき	
	携等	域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行	基準	
		う等の地域との交流に努めなければならない。		
	事故発生の	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発	従うべき	
	防止及び発	を防止するため、次に定める措置を講じなければな	基準	
	生時の対応	らない。		
		(1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報		
		告の方法等が記載された事故発生の防止のための		
		指針を整備すること。		

する基準	事故発生の防止及び発生時の対応	る事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	基準	本にとと情い国いのこな国い方でれ本おにをす市、異す、このて基とおのて針修た市い基行るの国なべ特と基、準と、基、の正場のてづうののるべ性か準静とす今準現範が合基もくこ実基基きはらを岡する後に行囲行は準こ修と情準準事な、用市る。、おの内わ、にれ正と
	会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会	参酌すべき	する。
	=763の数件	計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	基準	
	記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関	参酌すべき	
		する諸記録を整備しておかなければならない。	基準	
		2 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に		
		関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から		
		5年間保存しなければならない。		
		(1)施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教		
		育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指		
		針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっ ての計画		
		(2) 特定教育・保育を提供した際の提供日、内容そ		
		の他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の 記録		
		(3)支給認定保護者に関する市町村への通知に係る		
		記録		
		(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録		
		(5)特定教育・保育の提供により事故が発生した場		
		合の事故の状況及び事故に際して採った処置につ		
		いての記録		

	特別利用保	1 特定教育・保育施設のうち、保育所が1号認定に	従うべき	本市の実
型給付費  に関する	育の基準	該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提	基準	に、国の基と異なる基
-  男 y る   <u> </u>		供する場合には、次に定めるところによらなければ		とすべき
		ならない。		情、特性は
		(1)児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県、		いことから国の基準を
		指定都市等が条例で定める児童福祉施設の設備及		いて、静岡
		び運営についての基準を遵守すること		の基準とす
		(2)当該特別利用保育に係る1号認定に該当する支		こととする なお、今後
		給認定子どもの数及び利用中の2号認定の子ども		国の基準に
		の総数が、当該保育所について定められた2号認		いて、現行
		定の子どもに係る利用定員の数を超えないものと		方針の範囲 で修正が行
		する。		れた場合は
		(3)特定教育・保育には特別利用保育を含むものと		本市の基準
		して、この「特定教育・保育施設の運営に関する		おいてもこ に基づく修
		基準」の規定(「利用申込みに対する正当な理由		を行うこと
		のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっ		する。
		せん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を		
_		除く。)を必要な読替えを行ったうえで適用する。		
	特別利用教	1 特定教育・保育施設のうち、幼稚園が2号認定に	従うべき	
	育の基準	該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提	基準	
		供する場合には、次に定めるところによらなければ		
		ならない。		
		(1) 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成		
		その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限		
		る。)を遵守しなければならない。		
		(2)当該特別利用教育に係る2号認定に該当する支		
		給認定子どもの数及び利用中の1号認定の子ども		
		の総数が、当該幼稚園について定められた1号認		
		定の子どもに係る利用定員の数を超えないものと		
		する。		
		(3)特定教育・保育には特別利用教育を含むものと		
		して、この「特定教育・保育施設の運営に関する		
		して、この「特定教育・休育心故の建名に関する		
		基準」の規定(「利用申込みに対する正当な理由		
		基準」の規定(「利用申込みに対する正当な理由		

除く。)を必要な読替えを行ったうえで適用する。

		特定地域型保育事業の運営に関する基準		
Į	目	国の基準(府令)案	条例への 委任の方法	静岡市の 考え方
利に基準定する	利用疋貝	1 特定地域型保育事業の利用定員は、次のとおりとする。 (1)家庭的保育事業…1人以上5人以下 (2)小規模保育事業A型及びB型(下記※参照)…6人以上19人以下 (3)小規模保育事業C型(下記※参照)…6人以上10人以下 (4)居宅訪問型保育事業…1人 ※小規模保育事業A型、B型及びC型 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の規定による類型で、保育所分園に近い類型(A型)、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)に区分されている。 2 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、3号認定の子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める3号認定の子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める3号認定の子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない子どもと高1歳以上の子どもに区分して定める4のとする。		本にとと情い国いのこな国い方でれ本おにをす市、異す、このて基とおのて針修た市い基行るの国なべ特と基、準と、基、の正場のてづう。実基基きはらを岡する後に行囲行は準こ修と情準準事な、用市る。、おの内わ、にれ正と
選は、関連を	内容及び手 続の説明及 び同意		従うべき基準	

関する 基準

運営に 内容及び手 続の説明及 び同意

- 2 利用申込者からの申出があった場合には、説明文 書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、 当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイ ルを次に掲げる電磁的方法により提供することがで きる。
- (1) メールによる送信
- (2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームペー ジへの掲示
- (3) 磁器ディスク、CD—ROM等の記録媒体による提供
- 3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイル は、利用申込者が印刷可能なものでなければならな い。
- 4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あら かじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び 電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁 的方法による承諾を得なければならない。
- 5 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得 た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文 書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受 けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に 対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、 当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾 をした場合は、この限りでない。

のない提供 拒否の禁止

- 正当な理由 1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒んではならな い。
  - 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3 号認定の子どもの数及び現に利用している3号認定 の子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の3 号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超え る場合においては、保育の必要の程度及び家族等の 状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる子どもが優先的に利用できるよう、選考するも のとする。
  - 3 上記2の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選 考方法を明示した上で、行わなければならない。

参酌すべき 基準

本市の実情 に、国の基 準と異なる 基準とすべ き事情、特 性はないこ とから、国 の基準を用 いて、静岡 市の基準と することと する。なお、 今後、国の 基準におい て、現行の 方針の範囲 内で修正が 行われた場 合は、本市 の基準にお いてもこれ に基づく修 正を行うこ ととする。

従うべき 基準

運営に	正当な理由	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制	参酌すべき	本市の実情
関する	のない提供 拒否の禁止	の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児	基準	に、国の基 準と異なる
基準	等	童に対し自ら適切な特定地域型保育事業を提供する		基準とすべ
		ことが困難である場合は、連携施設その他の適切な		き事情、特
		特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介		性はないこ とから、国
		する等の適切な措置を速やかに講じなければならな		の基準を用
		い。		いて、静岡
	あっせん、	1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事	従うべき	市の基準と することと
	調整及び要 請に対する	業の利用について子ども・子育て支援法第42条第1	基準	する。なお、
	協力	項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対		今後、国の
		し、できる限り協力しなければならない。		基準におい て、現行の
		2 特定地域型保育事業者は、3号認定の子どもに係		方針の範囲
		る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉		内で修正が
		法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定によ		行われた場 合は、本市
		り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により		の基準にお
		市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力		いてもこれ
		しなければならない。		に基づく修 正を行うこ
	受給資格等	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の提	参酌すべき	ととする。
	の確認	供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支	基準	
		給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子ども		
		の該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量		
		等を確かめるものとする。		
	支給認定の	1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込み	参酌すべき	
	申請に係る 援助	があった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速や	基準	
	1,0,0)	かに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなけ		
		ればならない。		
		2 特定地域型保育事業者は、支給認定の変更の認定		
		の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給		
		認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう		
		必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急		
		その他やむを得ない理由がある場合には、この限り		
		ではない。		
	心身の状況	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子ど	参酌すべき	
	等の把握	もの心身の状況、その置かれている環境、他の特定地	基準	
		域型保育事業者等の利用状況等の把握に努めなければ		
		ならない。		

運営に 関する 基準

特定教育・ 保育施設等 との連携

- 1 家庭的保育、小規模保育又は事業所内保育を行う 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正か つ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続 的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力を行う特定教育・保育施設(以下「連携施設」と いう。)を適切に確保しなければならない。ただし、 離島その他の地域であって、連携施設の確保が著し く困難であると市町村が認めるものにおいて特定地 域型保育事業を行う特定地域型保育事業者について は、この限りでない。
- (1)特定地域型保育の提供を受けている支給認定子 どもに集団保育を体験させるための機会の設定、 特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型 保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内 容に関する支援を行うこと。
- (2)特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該特定地域型保育事業者に代わって特定教育・保育を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の 程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認め られる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、 当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専 門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、 あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の 市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設) を適切に確保しなければならない。ただし、離島そ の他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確 保が著しく困難であると市町村が認めるものにおい て居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者につ いては、この限りでない。

従うべき 基準 本市の実情 に、国の基 準と異なる 基準とすべ き事情、特 性はないこ とから、国 の基準を用 いて、静岡 市の基準と することと する。なお、 今後、国の 基準におい て、現行の 方針の範囲 内で修正が 行われた場 合は、本市 の基準にお いてもこれ に基づく修 正を行うこ ととする。

運営に	特定教育・	3 事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が	従うべき	本市の実情
関する	保育施設等	20人以上のものについては、上記1(1)及び(2)	基準	に、国の基
基準	との連携		本午	準と異なる
基华 		の連携協力を求めることを要しない。	소파나 이 차	基準とすべき事情、特
		4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供	参酌すべき	性はないこ
		の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携	基準	とから、国
		施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的		の基準を用いる。数円
		に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよ		いて、静岡 市の基準と
		う、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施		することと
		設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支		する。なお、
		援事業を実施する者等との密接な連携に努めなけれ		今後、国の 基準におい
		ばならない。		て、現行の
	小学校等と の連携	特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定	参酌すべき	方針の範囲
	0)建拐	子どもについて、小学校における教育又は他の特定地	基準	内で修正が
		域型保育事業者等において継続的に提供される地域型		行われた場 合は、本市
		保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに		の基準にお
		係る情報の提供その他小学校、特定地域型保育事業者		いてもこれ
		等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機		に基づく修 正を行うこ
		関との密接な連携に努めなければならない。		ととする。
	地域型保育	特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その	参酌すべき	
	の提供の記 録	他必要な事項を記録しなければならない。	基準	
	録 利用者負担		基準 従うべき	
	録		-	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別 利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した 際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けな	従うべき	
	録 利用者負担	<ol> <li>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</li> <li>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に</li> </ol>	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供す	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超え	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額)の支払を受け	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超え	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額)の支払を受け	従うべき	
	録 利用者負担	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額)の支払を受け	従うべき	

運営に 関する 基準

利用者負担 額等の受領

- 3 特定地域型保育事業者は、上記1及び2の支払を │従うべき 受ける額のほか、特定地域型保育、特別利用地域型 保育又は特定利用地域型保育の提供に当たって、当 該特定地域型保育等の質の向上を図る上で特に必要 であると認められる対価について、当該特定地域型 保育等に要する費用として見込まれるものの額と特 定地域型保育費用基準額等との差額に相当する金額 の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者か ら受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、上記1から3までの支 払を受ける額のほか、特定地域型保育、特別利用地 域型保育又は特定利用地域型保育において提供され る便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の 支払を支給認定保護者から受けることができる。
- (1)日用品、文房具その他の特定地域型保育等に必 要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する 費用
- (3) 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提 供される便宜に要する費用
- (4)上記に掲げるもののほか、特定地域型保育等に おいて提供される便宜に要する費用のうち、特定 地域型保育事業の利用において通常必要とされる ものに係る費用であって、支給認定保護者に負担 させることが適当と認められるもの
- 5 上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払っ た支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明 らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明 を行い、上記3の金銭の支払については文書による 同意を得なければならない。

基準

本市の実情 に、国の基 準と異なる 基準とすべ き事情、特 性はないこ とから、国 の基準を用 いて、静岡 市の基準と することと する。なお、 今後、国の 基準におい て、現行の 方針の範囲 内で修正が 行われた場 合は、本市 の基準にお いてもこれ に基づく修 正を行うこ ととする。

Ì			1	
運営に	地域型保育 給付費等の	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特	参酌すべき	本市の実情 に、国の基
関する	額に係る通	定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地	基準	準と異なる
基準	知等	域型保育に係る地域型保育給付費又は特例地域型保		基準とすべ
		育給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に		き事情、特
		対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費		性はないこ とから、国
		又は特例地域型保育給付費の額を通知しなければな		の基準を用
		らない。		いて、静岡
		2 法定代理受領を行わない特定地域型保育、特別利		市の基準と することと
		用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る費用の		する。なお、
		額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型		今後、国の
		保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事		基準におい て、現行の
		項を記載した証明書を支給認定保護者に対して交付		方針の範囲
		しなければならない。		内で修正が
	特定地域型		従うべき	行われた場 合は、本市
	保育の取扱 方針	それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子	基準	の基準にお
	/]业	どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提		いてもこれ
		供を適切に行わなければならない。		に基づく修
	特定地域型	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定	参酌すべき	正を行うこ ととする。
	保育に関する評価等	地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図ら	基準	
	の吐風力	なければならない。		
		2 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの		
		結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなけれ		
		ばならない。		
	相談及び援	特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心	参酌すべき	
	助	身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努	基準	
		め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談		
		に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を		
		行わなければならない。		
	緊急時等の	特定地域型保育事業の職員は、現に特定地域型保育	参酌すべき	
	対応	の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急	基準	
		変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支		
		給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等		
		の必要な措置を講じなければならない。		
	支給認定保	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けて	参酌すべき	
	護者に関する市町村へ	いる支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為	基準	
	の通知	によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けよ		
		うとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市		
		町村に通知しなければならない。		

	ᄺᆇ			1
運営に	運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営に	参酌すべき	本市の実情 に、国の基
関する		ついての重要事項に関する規程(運営規程)を定めて	基準	準と異なる
基準		おかなければならない。		基準とすべ
		(1)事業の目的及び運営の方針		き事情、特はないこ
		(2)提供する特定地域型保育の内容		性はないこ  とから、国
		(3)職員の職種、員数及び職務の内容		の基準を用
		(4)特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供		いて、静岡
		を行わない日		市の基準と することと
		(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他		する。なお、
		の費用の種類、支払いを求める理由及びその額		今後、国の
		(6)利用定員		│基準におい │て、現行の
		(7)特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関す		方針の範囲
		る事項及び利用に当たっての留意事項(利用定員		内で修正が
		の総数を超える利用申込があった場合の選考方法		│行われた場 │合は、本市
		を含む。)		ロは、本川   の基準にお
		(8)緊急時等における対応方法		いてもこれ
		(9)非常災害対策		に基づく修
		(10) 虐待の防止のための措置に関する事項		正を行うこ ととする。
		(11) その他特定地域型保育事業者の運営に関する重		
		要事項		
	勤務体制の	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、	参酌すべき	
	確保等	適切な特定地域型保育を提供することができるよ	基準	
		う、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制		
		を定めておかなければならない。		
		を定めておかなければならない。		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでな		
		を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		
		を定めておかなければならない。  2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のた		
		を定めておかなければならない。  2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のた		
		を定めておかなければならない。  2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のた		
		を定めておかなければならない。  2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のた		
		を定めておかなければならない。  2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のた		

運営に	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地	参酌すべき	本市の実情に、国の基
関する		域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度	基準	た、国の基 準と異なる
基準		中における特定地域型保育に対する需要の増大への		基準とすべ
		対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定す		き事情、特性はないこ
		る便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に		性はないこ とから、国
		規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを		の基準を用
		得ない事情がある場合は、この限りでない。		いて、静岡
	掲示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業	参酌すべき	市の基準とすることと
		所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の	基準	する。なお、
		体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保		今後、国の
		育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示し		基準におい て、現行の
		なければならない。		方針の範囲
	支給認定子	特定地域型保育事業においては、支給認定子どもの	従うべき	内で修正が
	どもを平等 に取り扱う	国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に	基準	行われた場 合は、本市
	原則	要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱い		の基準にお
		をしてはならない。		いてもこれ
	虐待等の禁	特定地域型保育事業の職員は、支給認定子どもに対	従うべき	に基づく修 正を行うこ
	止	し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(下記※	基準	ととする。
		参照)その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響		
		を与える行為をしてはならない。		
		<ul><li>※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</li><li>一被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそ</li></ul>		
		れのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被		
		一 被拒直允重等に400°で りなり為をすることは被 措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。		
		三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような		
		著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる		
		行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。		
		房で有して思ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的		
		な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を		
		与える言動を行うこと。		
	懲戒に係る	特定地域型保育事業の管理者は、支給認定子どもに	従うべき	
	権限の濫用	対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し	基準	
	禁止	その支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採る		
		ときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限		
		を濫用してはならない。		
l			i	

運営に	秘密保持等	1 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な	従うべき	本市の実情
関する		理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又	基準	に、国の基準に思わる
基準		はその家族の秘密を漏らしてはならない。		準と異なる 基準とすべ
		2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務		き事情、特
		上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏		性はないこ
		らすことがないよう、必要な措置を講じなければな		とから、国 の基準を用
		らない。		の基準を用いて、静岡
		3 小学校、他の特定地域型保育事業者等、地域子ど		市の基準と
		も・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、		することと
		支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あ		する。なお、 今後、国の
		らかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の		基準におい
		同意を得ておかなければならない。		て、現行の
	情報の提供	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を	参酌すべき	方針の範囲
	等	利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認	基準	内で修正が 行われた場
		定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型		合は、本市
		保育事業者を選択することができるように、当該特		の基準にお
		定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内		いてもこれ
		容に関する情報の提供を行うよう努めなければなら		に基づく修 正を行うこ
		ない		ととする。
		2 当該特定地域型保育事業について広告をする場合		
		において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものと		
		してはならない。		
	利益供与等	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業等(下	参酌すべき	
	の禁止	記※参照)、教育・保育施設若しくは地域型保育を	基準	
		行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども		
		又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を		
		紹介することの対償として、金品その他の財産上の		
		利益を供与してはならない。		
		2 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地		
		域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学		
		前子ども又はその家族を紹介することの対償とし		
		て、金品その他の財産上の利益を収受してはならな		
		い。		
		※利用者支援事業者等		
		子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支		
		援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場		
		所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題に		
		つき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報 の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他		
		の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業その他の		
		地域子ども・子育て支援事業を行う者		

運営に	苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域	参酌すべき	本市の実情
関する		型保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者	基準	に、国の基 準と異なる
基準		その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅		基準とすべ
		速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるた		き事情、特
		めの窓口を設置する等の必要な措置を講じなければ		性はないこ とから、国
		ならない。		の基準を用
		2 その提供した特定地域型保育に関する支給認定子		いて、静岡
		ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情		市の基準とすることと
		の内容等を記録しなければならない。		する。なお、
		3 その提供した特定地域型保育に関する支給認定子		今後、国の
		ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に		基準におい て、現行の
		協力するよう努めなければならない。		方針の範囲
		4 その提供した特定地域型保育に関し、子ども・子		内で修正が
		育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う		行われた場 合は、本市
		報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは		の基準にお
		提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しく		いてもこれ
		は特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類そ		に基づく修   正を行 <b>う</b> こ
		の他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等か		ととする。
		らの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとと		
		もに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当		
		該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければ		
		ならない。また、市町村からの求めがあった場合に		
		は、当該改善の内容を市町村に報告しなければなら		
		ない。		
	地域との連	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、	参酌すべき	
	携等	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を	基準	
		行う等の地域との交流に努めなければならない。		
	事故発生の	· N.C N.C.	従うべき	
	防止及び発  生時の対応	発を防止するため、次に定める措置を講じなければ	基準	
		ならない。		
		(1)事故が発生した場合の対応、(2)に規定する		
		報告の方法等が記載された事故発生の防止のため		
		の指針を整備すること。		
		(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性があ		
		る事態が生じた場合に、当該事実が報告され、そ		
		の分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体		
		制を整備すること。		

運 関 基 営 す 準	事防生会記録おかりのをまののをのをはののはののはののはののはののはのののはののののはのののののはのののののののはのの<	する研修を定期的に行うこと。  2 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。  3 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。  1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておいまであるない。  2 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関するる次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  (1)保育所保育指針に基づき定める特定地域型保育の提供に当支に要な事項の記録に係る必要な事項の記録に係る必要な事項の記録に係る必要な事項の記録に係る必要な事項の記録  (3)支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録  (4)苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録  (5)特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	従基参基参基う準すすすすすするささ	本に準基き性とのい市すす今基て方内行合のいに正と市、と準事はか基てのるる後準、針でわは基て基をとの国異と情なら準、基こ。、に現の修れ、準もづ行す実のなす、い、を静準とな国お行範正た本にこくうる情基るべ特こ国用岡ととよのいの囲が場市おれ修こ
域 型 保	特別利用地 域型保育の 基準		従うべき 基準	

特域育費す準特域基準にある。 特域基準にある。 特域基準にある。 特域基準にある。 特域基準にある。 特域基準に対象を表現しては、対象を表現しないる。まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	する支給認定子どもの数及び利用中の3号認定の子ども(特定利用地域型保育を提供する場合は当該対象となる2号認定の子どもを含む。)の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。  (3)特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、この「特定地域型保育事業の運営に関する基準」の規定(「正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の2及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。)を必要な読替えを行ったうえで適用する。  1 特定地域型保育事業者が2号認定に該当する支給	従基うな準くでは、	本に準基き性とのい市すす今基て方内行合のいに正と市、と準事はか基てのるる後準、針でわは基て基をとの国異と情なら準、基こ。、に現の修れ、準もづ行す実のなす、い、を静準とな国お行範正た本にこくうる情基るべ特こ国用岡とと、のいの囲が場市おれ修こ
--	---	-----------	---

语口	日の甘港(広今)安	条例への	静岡市の
項目	国の基準(府令)案	委任の方法	考え方
特例	提供する場合にあっては、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の項目の規定は適用しない。 (※1)特定保育所特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従うべき	本に準基き性とのい市すす今基て方内行合のいに正考市、と準事はか基てのるる後準、針でわは基て基をえの国異と情なら準、基こ。、に現の修れ、準もづ行実のなす、い、を静準とな国お行範正た本にこくう情基るべ特こ国用岡とと、のいの囲が場市おれ修こ
施設型給付費等に関する経過措置 利用定員に関する経過措置	る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。 2 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。	従準できる。	

連携施設に関する経過措置

特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく 困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に 規定する特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進 いるための事業による支援その他の必要な適切な支援 を行うことができると市町村が認める場合は、「特定 教育・保育施設等との連携」の項目の1の規定にかか わらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過 する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

従うべき 基準

本市の実情 に、国の基 準と異なる 基準とすべ き事情、特 性はないこ とから、国 の基準を用 いて、静岡 市の基準と することと する。なお、 今後、国の 基準におい て、現行の 方針の範囲 内で修正が 行われた場 合は、本市 の基準にお いてもこれ に基づく修 正を行うこ ととする。

〇施行期日:子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日を予定